

サニーサイドホスピタル医療安全管理指針

当院における医療安全管理対策を進めるため、本指針を定める。

第1条 医療安全管理対策に関する基本的な考え方

- (1) 医療提供にあたり、事故の発生を未然に防ぐことが原則であり、事故が発生した場合は、救命措置を最優先するとともに、再発防止に向けた対策をとる必要がある。本指針は、医療事故を未然に防ぎ、質の高い医療を提供することを目的に策定する。なお、本指針における事故とは、当院の医療提供に関わる場所で医療の全過程において発生するすべての事故を指し、医療職員の過誤、過失の有無を問わない。
- (2) 事故防止のための基本的な考え方
 1. 患者との信頼関係を強化し、患者と医療職員との対等な関係を基盤とする「患者中心の医療」「患者の安全を最優先に考える医療」の実現を図る。
 2. ヒューマンエラーが起こりうることを前提として、エラーを誘発しない環境、起こったエラーが事故に発展しないシステムを組織全体で整備する。
 3. 職員の自主的な業務改善や能力向上活動を強化する。
 4. 継続的に医療の質の向上を図る活動を幅広く展開していく。

第2条 医療安全管理対策委員会の設置

- (1) 各職種の責任者（院長、看護師長、薬局長、事務長等）により構成する医療安全管理対策委員会（以下、対策委員会）を設け、下記の医療安全管理対策についての協議・推進を行う。
 1. 当院の医療安全管理対策に関する基準の見直し
 2. 医療事故、インシデント（ヒヤリハット事例）等に関する資料の収集と職員への周知
 3. 職員研修の企画
 4. 医療事故発生時の対応管理（緊急時の周辺医療機関からの応援体制を含む）及び再発防止のための対策の立案・推進
 5. 患者の疑問、不安等の日常的な把握に関する事項
- (2) 委員会は毎月1回程度、次の通り開催する。
 - ・定例日：毎月最終火曜日、午後3時から
 - ・緊急開催：医療事故発生時はその都度開催する。
- (3) 委員会は、医療事故発生時は、事実関係の把握のため、関係者に報告又は資料の提出を求める。
- (4) 委員会は、職員に対しインシデントの報告を求める。
- (5) 委員会は、職種・職位等にかかわらず、職員が医療事故の防止に関して自由に発言できるものとする。
- (6) 委員はその職務に関して知りえた事項のうち一般的な医療事故防止対策以外のものは委員会及び院長の許可なく、院外の第三者に公開してはならない。

第3条 職員研修

- (1) 職員研修は安全管理のための基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- (2) 研修は対策委員会で計画を作成し、年2回開催する。また、必要に応じて随時開催する。

第4条 医療事故発生時の対応及び事故報告及び再発防止対策

- (1) 医療事故が発生した際には、医師、看護師等の連携の下に救急処置を行う。
- (2) 医療事故の報告は、
 1. 医療事故が発生した場合は、関係者は直ちに対策委員会に届け出る。また、同委員は、医療事故が発生したことを承知した場合、直ちに関係者に医療事故の報告または資料の提出を求める。
 2. 報告は、「医療事故報告書」により行う。ただし、緊急を要する場合は、直ちに口頭で報告し、事後速やかに「医療事故報告書」を作成する。
 3. 医療事故報告書については、カルテ庫に置き、同報告書の記載日の翌日から起算して5年間保管する。
 4. 委員は、報告を受けた事項について、対策委員会に報告する。
- (3) 患者・家族への対応
 1. 患者に対しては誠心誠意治療に専念するとともに、患者及び家族に対しては、誠意をもって事故の説明等を行う。
 2. 患者及び家族に対する事故の説明等は、原則として委員及び対応し、状況に応じ事故を起こした職員等が同席する。
- (4) 事実経過の記録
 1. 医師、看護師等は、患者の状況、処置の方法、患者及び家族への説明内容等を、診療録、看護記録等に詳細に記載する。
 2. 記録に当たっては、以下の事項に留意する。
 - ・初期対応が終了次第、速やかに記載する。
 - ・事故の種類・患者の状況に応じ、できる限り経時的に記載を行う。
 - ・想像や憶測に基づく記載を行わず、事実を客観的かつ正確に記載する。
 3. 委員は、事実経過の記録を確認する。
- (5) 医療事故再発防止のための取り組み
 1. 対策委員会は、医療事故報告書等に基づき、事故の原因分析を行い、再発防止のための手立てについて検討を行う。
 2. 事故防止対策については、対策委員会から早急に職員に徹底を図る。
- (6) 医療事故報告制度（厚生労働省令で定めるもの）

平成27年10月1日より、改正医療法における医療事故調査制度が施行され、病院の管理者は、医療事故（当該病院に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡であって、当該管理者が当該死亡を予期しなかったものとして厚生労働省令で定めるもの）が発生した場合には、延滞なく当該医療事故の日時、場所及び状況その他厚生労働省令で定める事項を医療事故調査・支援センターに報告する。また、担当医は死亡事例の発生時には遺漏なく速やかに病院の管理者へ報告する。また、医療事故調査制度に基づく事故に該当しない場合、その理由を死亡した遺族に対し、わかりやすく説明する。病院の管理者は、当該医療事故の報告をするに当たり、予め医療事故に係る死亡した者の遺族に対し、厚生労働省令で定める事項を説明する。又、厚生労働省令で定めるところにより、速やかにその原因を明らかにするために、院内に医療事故調査委員会を設置し、必要な医療事故調査を行う。又、院内で医療事故調査を行う際は、中立性、公正性を確保するため、都道府県医師会、大学病院、各領域の医学会など複数の医療関係団体で構成されている医療事故調査等支援団体に対し、医療事故調査を行うために必要な支援を求めるものとする。病院の管理者は、当該医療事故調査を終了したときは、厚生労働省令で定めるところにより、延滞なくその結果を医療事故調査・支援センターに報告する。また、医療事故調査・支援センターへの終了報告に当たり、予め死亡した遺族に対し説明する。

第5条 インシデント（ヒヤリハット事例）の把握と対応

- (1) インシデント報告書を各部署におく。
- (2) インシデントを経験した職員は、遅滞なく報告をするようにする。
- (3) 職員がインシデントの報告をしたことをもって、当該職員に対し不利益な処分を行わないこととする。
- (4) 報告内容は、対策委員会で次の観点から毎月検討を行う。
 1. 報告に基づく事例の原因分析
 2. インシデント事例をなくすための対策
- (5) 対策委員会は、インシデント事例をなくすための対策について、必要に応じ、職員に周知する。

第6条 医療職員と患者との情報共有に関する基本方針

- (1) 当該指針は受付に保管し、患者が閲覧できるようにする。指針に対する問い合わせには、対策委員が対応する。
- (2) 病状や治療方針等に関する患者からの相談については、担当者を決め、誠実に対応し、担当者は必要に応じて担当医等に内容を報告する。

第7条 医療安全管理対策に関する指針の見直し及び周知

本指針は必要に応じて改正するとともに、研修などを通じて職員に周知する。

平成15年2月1日制定
平成19年4月1日改定
平成27年10月27日改定